

財務書類に係る注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

有形固定資産は取得原価によって評価しています。

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

毎会計年度、定額法により減価償却を行います。

耐用年数及び償却率については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に従います。

(3) 採用した消費税等の会計処理

税込方式としています。

2 重要な後発事象

該当事項はありません。

3 偶発債務

該当事項はありません。

4 追加情報

(1) 財務書類における対象範囲（会計）

一般会計

後期高齢者医療特別会計

(2) 連結対象団体

岩手県市町村総合事務組合

(3) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間が設けられています。

当該期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。